

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 1 月 19 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 1 号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成 6 年岩手県人事委員会規則第 30 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(特別休暇) 第12条 勤務時間等条例第15条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。 (1)～(11) [略] (12) 女性職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間 (13)～(25) [略]	(特別休暇) 第12条 勤務時間等条例第15条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。 (1)～(11) [略] (12) 女性職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間 <u>(産後6週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)</u> (13)～(25) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。